

ヒライ先生の Q&A



(PROFILE) 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

川崎市水道局パワハラ事件 その1

厚生労働省が毎年発表している「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」の結果をみますと、「いじめ・嫌がらせ」に関する民事上の個別労働紛争の相談件数が過去最高となりました。そこで今回の判例紹介は、パワハラ事件のリーダーリングケースとなっている「川崎市水道局パワハラ事件」を取り上げます。

事件の概要

この事件は、原告らの長男であるXが被告川崎市の水道局工事用水課に勤務中、同課課長である被告Y1、同課係長である被告Y2及び同課主査である被告Y3のいじめ、嫌がらせなどにより精神的に追い詰められて自殺したとして、原告らが、被告川崎市に対し、国家賠償法又は民法715条に基づき損害賠償を、被告Y1、同Y2及び同Y3に対し、同法709条、719条に基づき損害賠償をそれぞれ求めた事案です。

1. 争いのない事実及び容易に認められる事実

(1) 原告X1及び同X2は、X(昭和42年3月25日生)の父母である。Xは、昭和63年4月、被告川崎市の職員として採用され、水道局幸営業所に配属された。その後、平成4年10月同局資材課に、平成7年5月1日同局工業用水課に、平成8年4月1日同局資材課にそれぞれ配転された。

Xが同局工業用水課に勤務していた当時、被告Y1は同課課長(平成6年4月1日から)、被告Y2は同課事務係長(平成7年5月1日から)、被告Y3は同課事務係主査(同日から)としてそれぞれ勤務していた(以下においては、被告Y1、同Y2及び同Y3を「被告ら3名」ともいう)。

(2) Xは、水道局工業用水課に配転された後の平成7年9月ころから、職場を時々休むようになり、同年11月30日にB病院で受診し、心因反応と診断され、通院するようになったが、同年12月には1日出勤し

たのみであった。

川崎水道労働組合(以下「組合」という)は、Xから職場でいじめなどを受けた旨の訴えがあったため、同月5日、組合本部で、水道局職員課長であるZ、被告Y1らの出席を求め、その席上で、Xから事情聴取をした。

(3) Xは、平成8年1月には3日(そのうち2日はそれぞれ半日のみ)出勤したのみであり、同年3月にはすべて欠勤した。同年4月1日に同局資材課に配転された後は、同月に2日出勤したのみであり、それ以降同年12月までの間は出勤しなかった。

Xは、同年4月、2回にわたり、自殺を企てたが、未遂に止まった。

(4) その後、Xは、日精病院(入院2回)、福井記念病院(入院3回)及びCクリニックで治療を受けた。

(5) Xの症状については、日精病院では精神分裂病、境界性人格障害、心因反応、福井記念病院では精神分裂病、心因反応、Cクリニックでは心因反応、精神分裂病とそれぞれ診断された。

(6) Xは、平成9年1月に4日間(そのうち1日は半日のみ)出勤したのみであり、同年2月以降は出勤しなかった。そして、同年3月4日、自宅で首をくくって自殺した。

さて、こうした事件で横浜地裁はどのような判断をしたのでしょうか。次号では、まずは争点から眺めてみます。

〈つづく〉